

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）

■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	・構成の差異

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		目次  1. 概要.....	

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要）

《参考》柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）第17条に規定されている設計基準対象施設又は第55条に規定されている重大事故等対処設備に属する容器、管、ポンプ、弁若しくはこれらの支持構造物又は設計基準対象施設に属する炉心支持構造物の材料及び構造について、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有することを説明するものである。</p> <p>なお、設計基準対象施設のうち材料及び構造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器については、今回の申請において変更は行わない。</p> <p>今回、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となる以下の機器が十分な強度を有することを説明するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・クラス1機器のうち原子炉冷却材圧力バウンダリ拡大範囲</li><li>・クラス2機器のうち「<b>残留熱除去設備</b>」及び「原子炉格納容器調気設備」の改造に伴い強度評価が必要な範囲</li><li>・クラス3機器のうち「その他発電用原子炉の<b>附属施設</b>（火災防護設備）」</li></ul> <p>・重大事故等クラス2機器</p> <p>・<b>重大事故等クラス2支持構造物</b></p> <p>・重大事故等クラス3機器</p> <p>・原子炉格納容器のうち改造に伴い強度評価が必要な範囲</p> <p>また、クラス1管を支持する支持構造物及び重大事故等クラス2管を支持する支持構造物であって、その損壊により重大事故等クラス2管に損壊を生じさせるおそれがある重大事故等クラス2支持構造物の強度計算については、計算方法が耐震評価と同じであり、地震荷重が支配的であることから添付書類「VI-2 耐震性に関する説明書」にて説明する。</p>	<p>・表現上の差異 （対象範囲を明瞭にするため箇条書きとしている。）</p> <p>・評価対象の差異 （評価対象となる機器はプラントユニークによる。改造となる機器の差異、設計上考慮する環境条件の変更が生じないことによる。）</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・構成の差異</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違点（設計方針の相違）

緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

黄色：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<p>上述の機器と評価条件が異なる自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な設備のうち竜巻の荷重を考慮した評価を別添1に、火山の影響による荷重を考慮した評価を別添2に、津波又は溢水の荷重を考慮した評価を別添3に示す。</p> <p>技術基準規則の機器区分に該当しない機器のうち、施設した<b>ガスタービン(燃料系含む)及び内燃機関(燃料系含む)</b>の評価を別添4に、非常用発電装置(可搬型)の内燃機関の評価を別添5に、重大事故等対処設備としての炉心支持構造物の評価を別添6に、重大事故等対処設備としての原子炉圧力容器内部構造物の評価を別添7に示す。</p> <p>VI-3-1 強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要(本紙)</p> <p>VI-3-1-2 クラス1機器の強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-1-4 クラス3機器の強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-1-5 重大事故等クラス2機器及び重大事故等クラス2支持構造物の強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-1-6 重大事故等クラス3機器の強度評価の基本方針</p> <p>VI-3-1-7 原子炉格納容器の強度計算の基本方針</p> <p>VI-3-2 強度計算方法</p> <p>VI-3-2-1 強度計算方法の概要</p> <p>VI-3-2-2 クラス1管の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-3 クラス1弁の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-4 クラス2管の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-5 クラス2弁の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-6 クラス3容器の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-7 クラス3管の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-8 重大事故等クラス2容器の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-9 重大事故等クラス2管の強度計算方法</p> <p>VI-3-2-10 重大事故等クラス2ポンプの強度計算方法</p> <p>VI-3-2-11 重大事故等クラス2弁の強度計算方法</p>	<p>・評価対象の差異 (評価対象はプラントユニークによる。)</p> <p>・表現上の差異</p> <p>・構成の差異</p> <p>・強度計算の基本方針作成対象の差異(評価対象となる機器はプラントユニークによる。女川2号機のクラス4機器は、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となるものがない。)</p> <p>・強度計算方法の作成対象の差異(評価対象となる機器はプラントユニークによる。女川2号機のクラス4機器は、新たに材料及び構造の要求が追加又は変更となるものがない。)</p>

本資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む可能性があるため公開できません。

赤字：設備，運用又は体制の相違点（設計方針の相違）  
 緑字：記載表現，設備名称の相違（実質的な相違なし）  
 ■：前回提出時からの変更箇所

先行審査プラントの記載との比較表（VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要）

《参考》 柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/10/9版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		VI-3-2-12 重大事故等クラス2支持構造物（容器）の強度計算方法 VI-3-2-13 重大事故等クラス2支持構造物（ポンプ）の強度計算方法 VI-3-2-14 重大事故等クラス3機器の強度評価方法	